

鳥取市こどもエコクラブ活動支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市こどもエコクラブ活動支援補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、こどもエコクラブ全国事務局に登録済の市内のこどもエコクラブ（以下「こどもエコクラブ」という。）に対し、こどもエコクラブが実施する様々な環境学習・活動を支援することにより、環境を大切にする心と行動力の育成を図り、幼児から高校生を中心に大人を含めた地域活動の活性化に資することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前条の目的の達成に資するためこどもエコクラブが実施する環境学習・活動（次のいずれかに該当するものを除く。）とする。

- (1) 政治活動又は宗教活動を目的とするもの
- (2) 営利目的のもの
- (3) その他市長が適当ではないと認めるもの

(補助金の交付)

第4条 本補助金は、補助対象事業に要する別表に掲げる経費（当該年度の4月1日以降で規則第5条第1項の規定による交付決定の前日に実施した補助事業に要した経費を含む。以下「補助対象経費」という。）に10分の10を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、こどもエコクラブに登録されているメンバー及びサポーターの数の総数に500円を乗じて得た額又は15万円のいずれか低い額を限度額とする。

2 なお、鳥取県産業振興条例（平成23年鳥取県条例第68号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施に当たっては、県内事業者（同条第2条第1項に規定する「事業者」の定義に従い、県内に本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設を有して事業活動を行う者をいう。以下同じ。）への発注に努めなければならない。

(交付申請の時期等)

第5条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は様式第1号に、同条第2号に掲げる書類は様式第2号によるものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、本補助金の増額を伴う変更以外の変更とする。

(着手届を要しない場合)

第7条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(実績報告の時期等)

第8条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了の日から50日を経過する日（補助事業の中止又は廃止の場合にあつては、中止又は廃止の日から20日を経過する日）又は補助対象事業等の完了予定年月日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに行わなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号に掲げる書類は様式第1号に、同条第2号に掲げる書類は様式第2号によるものとする。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 6 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 7 月 8 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 7 月 29 日から施行する。

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 4 条関係）

- 1 講師等への謝金及び旅費
- 2 メンバー等の旅費
- 3 消耗品費
- 4 燃料費
- 5 印刷製本費
- 6 通信運搬費
- 7 広告宣伝費
- 8 保険料
- 9 自動車・船舶借上料
- 10 会場・機器借上料及び会場設営費（会場設営を委託する場合は、県内事業者に発注すること。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）
- 11 施設の入場料
- 12 原材料費
- 13 その他市長が特に必要と認める経費（委託をする場合は、県内事業者に発注すること。ただし、止むを得ない事情で県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。）